

人権行政基本方針

第1章 基本方針及び推進プランを策定するにあたって

① はじめに

- 人権行政基本方針(2004年)、人権行政推進プラン(2005年)策定
- 15年間の人権状況の変化に対応した新たな基本方針、推進プランを策定する
 - SDGs(持続可能な開発目標)
 - 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法
 - 差別のない社会づくりのためのガイドライン(大阪府)
 - 地域共生社会が提唱される中、COVID-19による差別・人権侵害の拡大
- 行政評価の手法を取り入れた実効性のある基本方針と推進プランの策定

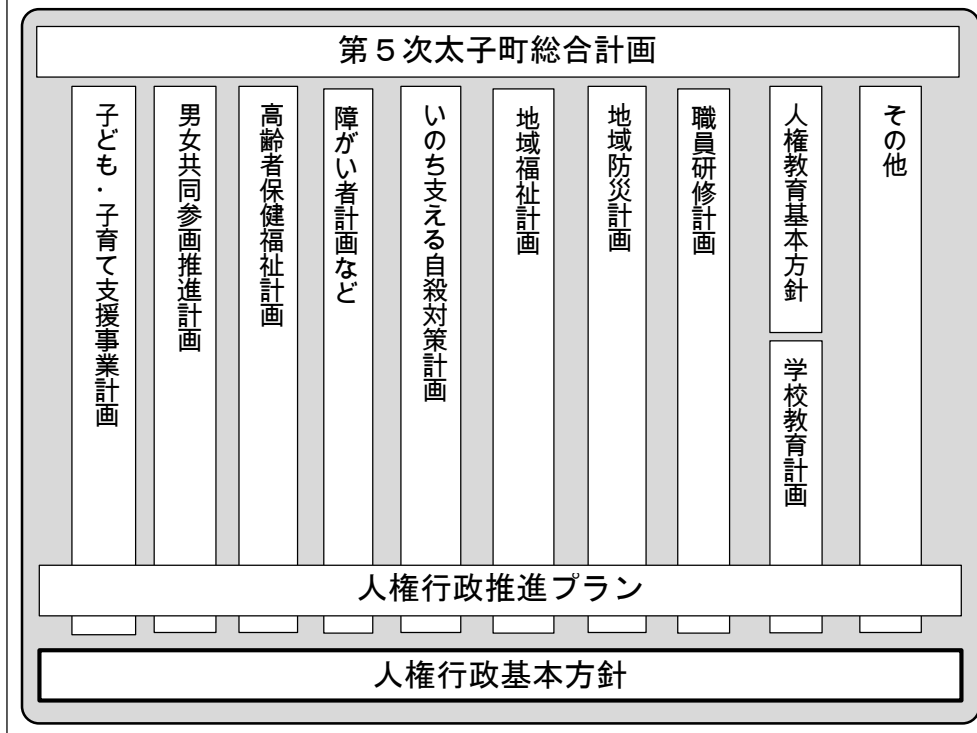
② 計画の構成と期間

- 現行の「人権行政基本方針」と「人権行政推進プラン」を統合し、一体化させた構成にする。
- 基本方針 10年(人権行政の方針と施策の方向性を示す)
 - 推進プラン 5年(具体的な行動計画を明記する)

③ 人権行政基本方針・推進プランの位置づけ

「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現をめざす第5次太子町総合計画の人権版。

- 基本方針は全行政分野のベース
- 推進プランは分野別計画を人権の横軸でつなぐもの



④ 人権をめぐる動向

世界的な人権の動向

- 世界人権宣言(1948年12月10日第3回総会で採択)
すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けない
- 国際人権規約(1976年発効)
- 児童の権利に関する条約(1990年発効)
- 人権教育のための世界計画(2005年)
- 障害者の権利に関する条約(2008年発効)
- 2015年国連総会、SDGs(持続可能な開発目標)採択
あらゆる形態と側面の貧困の撲滅、及び、全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す

国内における人権の動向

- 日本国憲法(1947年施行)
自由権、平等権、社会権で構成される基本的人権を保障
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000年)
→ 人権教育・啓発に関する基本計画(2002年)
- さまざまな人権に関する法律の整備
 - ① 障害者差別解消法(2016年)
障害を理由とする差別の解消の推進
社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮の実施
 - ② ヘイトスピーチ解消法(2016年)
国籍、人種、民族等を理由として地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動を解消する
 - ③ 部落差別解消推進法(2016年)
部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現する
国及び地方公共団体の責務(相談、教育・啓発、調査)
- 教育機会確保法(2016年)日本語教育推進法(2019年)
不登校児童生徒や外国人など、新たな非識字への対応

(右上に続く)

- 地域共生社会=人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティづくりを提唱(2019年、厚労省)
- 改正児童虐待防止法(2020年4月施行)
体罰等によらない子育ての推進
- パワーハラスメント防止法(2020年6月施行)

大阪府における人権の動向

- 大阪府人権尊重の社会づくり条例(1998年)
- 大阪府人権施策推進基本方針(2001年)
《府政推進の基本理念》
 - ① 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現
 - ② 誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造《人権施策の基本方向》
 - ① 人権教育の推進、指導者の養成、府民の主体的な活動の促進、情報収集・提供
 - ② 府民の自己実現の支援、相談窓口の整備、人権救済
- 大阪府人権教育推進計画(2015年3月改定)
- 差別のない社会づくりのためのガイドライン(2015年)
 - ① 差別の未然防止
 - ② 個別事案の適切な解決
- 大阪府性の多様性理解増進条例(2019年)
性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができ社会的実現を目指す
府の責務(教育・啓発、相談)、府民、事業者の責務を明記
- 大阪府ヘイトスピーチ解消条例(2019年)

太子町における人権の動向

- 人権行政基本方針(2004年3月、2007年3月改定)
- 人権行政推進プラン(2005年3月)
- 太子町いのち支える自殺対策計画(2019～2023年度)
- 第2次太子町男女共同参画推進計画(2020～2029年度)

第 2 章 太子町の人権状況と課題 （１）現状①

(1) 住民の人権意識

人権にかかわる住民の意識(現状)

1. 人権意識と学習

- 「人権」について、3 人に 1 人は「非常に大切なことだと認識している」(36.1%) いる半面、半数は「大切なことだと思うが、普段はあまり意識していない」(53.2%) や「ほとんど意識したことはない」(6.3%) や「人権という言葉を知るとやっかいなものと感じる」(2.0%) と人権に対する『意識』への取り組みが求められる状況になっている。
- 人権学習の「学び」をみると、人権学習の経験が「ある」は 79.0%を占めており、その学習の場は、「中学校」(62.3%)、次いで「小学校」(48.1%)、「高等学校」(47.2%)、「職場」(35.2%)、「大学・短期大学」(19.1%) と、義務教育期に学んでいる割合が高い。ただ、人権学習経験者の割合は年齢層が高くなるほど低下するとともに、学びの場である義務教育期の割合も低下するという傾向みられる。
- 人権意識と学習の関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高く、また人権問題事象への対応行動も行動的である傾向がみられる。人権について「非常に大切なことであると認識している」は人権学習経験者では 38.9%、未経験者は 26.0%と学習経験者の人権意識の割合が高くなっている。また、人権問題事象への対応行動（態度）においても、学習経験者は未経験者に比べ「我慢」や「何もしなかった」の割合が低く、「抗議・反論」などが高くなっている。

2. 人権課題の認知(知ったきっかけ)と特に対応すべき人権課題

(1) 人権課題の認知度と特に対応すべき人権課題

人権課題の認知度と特に対応すべき人権課題との関係をみると、『子どもの人権』は現状・今後とも割合が圧倒的に高くなっている。優先度(取組度高い)をみると、「同和問題」「外国人の人権」の優先度が下がり、「高齢者の人権」「ヘイトスピーチ」が上がるという傾向が表れている。「同和問題」を年齢層別でみると、認知率は「20 歳未満」(78.9%) が最も低く、「50～59 歳」(95.3%) が最も高くなっているものの、特に対応すべき人権課題では「20 歳未満」(21.1%) が最も高く、「30～39 歳」では 0%と、認知度の高低が特に対応すべき人権課題の優先度には比例しないことが表れている。また、歴史的、構造的で見えにくい人権課題は、特に対応すべき人権課題の下位に位置付けられていると考えられる。

人権課題の認知状況(現状)		特に対応すべき人権課題(今後)	
①「子どもの人権」	(90.7%)	①「子どもの人権」	(70.5%)
②「女性の人権」	(90.0%)	②「女性の人権」	(37.8%)
③「障がいのある人の人権」	(86.8%)	③「障がいのある人の人権」	(32.2%)
④「同和問題（部落差別）」	(86.8%)	④「高齢者の人権」	(12.9%)
⑤「高齢者の人権」	(74.9%)	⑤「同和問題（部落差別）」	(7.3%)
⑥「外国人の人権」	(70.7%)	⑥「ヘイトスピーチについて」	(4.4%)
⑦「ヘイトスピーチについて」	(65.9%)	⑦「外国人の人権」	(3.4%)

(2) 人権課題を知ったきっかけ

人権侵害等を知ったきっかけは、「新聞・テレビ・ラジオ」のマスメディアが圧倒的多数を占め、次いで「インターネット」、「職場」、「学校教育」が上位を占め、なかでもマスメディアは圧倒的に割合が高い半面、「行政の情報」は高くはない状況にある。そうした中で、「同和問題」は他の人権課題と異なった傾向がみられる。①学校教育②新聞・テレビ・ラジオ③職場④地域社会⑤家族・親戚⑥友人・知人⑦行政の情報⑧インターネットと、『学校教育』が重要な役割を果たしている。年齢層では、「20 歳未満」「20～29 歳」「40～49 歳」では 8 割を占め最も高く、「40～49 歳」以降年齢層が高くなるほど割合が低くなる傾向を示している。他方最も割合が低い「行政の情報」は「50～59 歳」までの年齢層では 1 割未満、それ以降の年齢層からで高くなり、「70～79 歳」(16.5%) が最も高くなっている。情報提供は学校教育と行政情報の連携した取り組みが求められる。

3. 人権課題についての現状認識（考え方）

①女性の人権

課題「夫婦の間であっても、暴力をふるうことは許されない」

肯定的認識 96.5%＞否定的認識 0.2%＜どちらともいえない 2.4%

➡ DV 等家庭内暴力に関しては「許されない」という「理解」は共有されている

課題「親の世話や介護は女性の役割である」

肯定的認識 7.8%＜否定的認識 66.8%＞どちらともいえない 24.4%

➡ 性別でみると肯定的認識は男性 8.4%：女性 7.5%と差はなく、家庭内における固定的役割分担に對しての「知識」を男女が共有することが必要である

課題「採用や昇任など、職場での男女の待遇の違いはやむを得ない」

肯定的認識 20.5%＜否定的認識 56.1%＞どちらともいえない 20.0%

➡ 肯定的認識を性別でみると男性は 26.4%、女性は 16.6%と男性の 4 人に 1 人となっており、家庭内暴力、男女役割分担以上に『男女雇用機会均等』の「理解」「認識」が進んでいない。

②子どもの人権

課題 1「いじめは、いじめられる側にも問題がある」

肯定的認識 22.6%＜否定的認識 47.3%＞どちらともいえない 28.3%

➡半数近くが否定的認識であるものの肯定的認識は 5 人に 1 人を占め、いじめそのものが人権侵害であることの「理解」「知識」が求められる。ただ「どちらともいえない」が 3 割を占めており、この層に対する教育・啓発が求められる。

課題 2「子どもは、保護者や大人の意見に従えばよい」

肯定的認識 12.9%＜否定的認識 62.9%＞どちらともいえない 22.0%

➡子どもは「守られるべき存在」「権利の主体」であることの「理解」が求められる

※課題 1 と課題 2 との人権意識の関係性について

「いじめは、いじめられる側にも問題がある」と「子どもは、保護者や大人の意見に従えばよい」との関係性をみると、「いじめはいじめられる側にも問題がある」を「そう思わない」は、「子どもは保護者や大人の意見に従えばよい」の「そう思わない」の 76.3%を占め、子どもに対する人権意識が高いことが表れている。

③高齢者の人権

課題「高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いた方がよい」

肯定的認識 24.2%＜否定的認識 46.8%＞どちらともいえない 27.6%

➡高齢者は社会を構成する重要な一員として尊重され、充実した生活を営む権利あることの「理解」が求められる。肯定的認識を年齢層でみると、60 歳以上の高齢者がそれ以外の年齢層よりも割合が高く、高齢者自身も社会を構成する一員として尊重される認識を有することが必要である

課題「働く意欲や能力がある高齢者の雇用や待遇が十分に保障されていないのはおかしい」

肯定的認識 66.8%＞否定的認識 9.0%＜どちらともいえない 21.0%

➡就労をはじめとする様々な社会活動に参加する機会の確保への「理解」の共有が求められる

④障がいのある人の人権

課題 1「障がいのある人が社会参加しやすくするために、地域住民が交流する機会を増やすべきだ」

肯定的認識 71.7%＞否定的認識 4.4%＜どちらともいえない 21.5%

➡障がい者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の確保への「理解」の促進が求められる

課題 2「障がいのある人は、自分の行動について、自分で選択や決定する機会が制限されても仕方がない」

肯定的認識 15.6%＜否定的認識 49.0%＞どちらともいえない 32.0%

➡障がい者を本人の障がいのみで捉えるのでなく社会的障壁という社会の関係性で捉えるという障がいへの「知識」が求められる。人権学習経験者と未経験者を比較すると否定的認識は人権学習経験者（53.1%）、未経験者 33.8%と明らかに障がい者への人権意識が高く、人権学習への取り組みが求められる

※課題 1 と課題 2 との人権意識の関係性について

「障がいのある人が社会参加しやすくするために、地域住民が交流する機会を増やすべきだ」と「思う」は、「障がいのある人は、自分の行動について、自分で選択や決定する機会が制限されても仕方がない」の「思わない」の 54.8%を占め、比較的障がいある人への人権意識が高いことが表れている

⑤同和問題（部落差別）

課題 1「同和問題（部落差別）は過去にはあったが、今は存在しない」

肯定的認識 27.4%＜否定的認識 38.0%＜どちらともいえない 31.0%

➡歴史的過程で形づくられた日本固有の人権問題である同和問題（部落差別）の「知識」が求められる。肯定的認識を年齢層でみると、40 歳代までは 1 割前後となっているが 50 歳代（29.7%）から年齢層の高まりとともに、急激に肯定的認識の割合が高まり、70 歳代では 39.6%を占めている。

課題 2「自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する」

肯定的認識 22.7%＜否定的認識 35.4%＜どちらともいえない 38.3%

➡肯定的認識を性別でみると男性 19.8%、女性 24.9%の忌避意識が強い。「どちらともいえない」では男性 34.1%、女性 41.5%と女性の割合が高くなっている。年齢層では「20 歳未満」「20 歳代」ともに 1 割未満であるが、30 歳代（22.7%）以降からは 2 割以上占めている。同和問題への一層の「知識」「理解」が求められる

※課題 1 と課題 2 との人権意識の関係性について

「同和問題（部落差別）は過去にはあったが、今は存在しない」と「思はない」は、「自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する」ことに対して、「思わない」が 66.7%占めている。

⑥外国人の人権

課題 1「外国人は、賃貸住宅等の入居を断られても仕方がない」

肯定的認識 6.9%＜否定的認識 60.2%＞どちらともいえない 29.3%

➡肯定的認識を年齢層でみると、年齢層による割合の高低はなく、外国人への文化、習慣、価値観への「知識」が求められる。

課題 2「外国の生活習慣や文化などへの理解が欠けており、地域社会への受け入れが十分でない」

肯定的認識 48.5%＞否定的認識 13.7%＜どちらともいえない 32.0%

➡互いの文化の違いや多様性を受け入れる対等な関係、多文化共生社会への「理解」の共有が求められる

※課題 1 と課題 2 との人権意識の関係性について

「外国の生活習慣や文化などへの理解が欠けており、地域社会への受け入れが十分でない」と「そう思う」は、「外国人は、賃貸住宅等の入居を断られても仕方がない」と「そう思わない」が 72.4%を占め、人権意識が高いことが表れている

⑦ヘイトスピーチについて

課題「特に対応すべき人権課題では、外国人の人権を上回っている」

➡現状認識（考え方）については質問していないが、⑥外国人の人権の一つとして捉える

4. 人権課題の認知状況と人権侵害に対する考え方

本項での人権課題は「ハンセン病」「刑余者」「犯罪被害者」「インターネット」「性的マイノリティ」「自殺」「パワーハラスメント」「引きこもり」への偏見や差別など、社会情勢の変化により生じ、また人権に対する意識の高まりにより、権利侵害として発見、再認識されたものである。

(1) 人権課題の認知状況と知ったきっかけ

①人権課題の認知状況

①「パワーハラスメントについて」 (88.3%) ②「性的マイノリティへの人権侵害」 (79.8%)
③「インターネット上の人権侵害」 (79.5%) ④「ハンセン病回復者への人権侵害」 (73.7%)
⑤「引きこもりに対する偏見や差別」 (72.2%) ⑥「刑を終えて出所した人への人権侵害」 (70.5%)
⑦「犯罪被害者等への人権侵害」 (69.5%) ⑧「自殺や自死遺族に対する偏見や差別」 (61.0%)

②人権課題を知ったきっかけ

人権課題を知ったきっかけは、前項の人権課題と同様に「新聞・テレビ・ラジオ」のマスメディアが圧倒的多数を占め、次いで「インターネット」が上位を占めている。そうしたなかで、特徴的なことは、「学校教育」「職場」が上位を占めていることである。

	ハンセン病回復者へ の人権侵害	刑を終えて出所した 人への人権侵害	犯罪被害者等へ の人権侵害	インターネット上 の人権侵害	性的マイノリティ上 の人権侵害	自殺や自死遺族に対 する偏見や差別	パワーハラスメント について	引きこもりに対する 偏見や差別
1	新聞・テレビ ラジオ 79.8%	新聞・テレビ ラジオ 82.0%	新聞・テレビ ラジオ 86.7%	新聞・テレビ ラジオ 81.3%	新聞・テレビ ラジオ 83.5%	新聞・テレビ ラジオ 82.8%	新聞・テレビ ラジオ 82.6%	新聞・テレビ ラジオ 79.4%
2	学校教育 14.6%	インターネット 17.3%	インターネット 21.1%	インターネット 36.2%	インターネット 25.7%	インターネット 21.2%	職場 23.2%	インターネット 19.9%
3	インターネット 13.2%	職場 7.3%	職場 4.9%	学校教育 7.7%	学校教育 8.6%	地域社会 5.6%	インターネット 22.9%	友人・知人 9.1%
4	職場 7.0%	学校教育 5.5%	地域社会 4.9%	職場 4.9%	職場 7.0%	家族・親戚 4.8%	友人・知人 8.0%	職場 7.1%
5	家族・親戚 5.6%	地域社会 5.2%	学校教育 3.9%	友人・知人 3.4%	行政の情報 (広報など) 4.6%	職場 4.8%	学校教育 6.4%	地域社会 7.1%
6	行政の情報 (広報など) 5.6%	友人・知人 3.1%	行政の情報 (広報など) 2.5%	家族・親戚 2.8%	地域社会 4.3%	友人・知人 4.0%	行政の情報 (広報など) 4.1%	家族・親戚 6.1%
7	地域社会 3.6%	行政の情報 (広報など) 3.1%	家族・親戚 2.1%	行政の情報 (広報など) 2.8%	友人・知人 4.0%	行政の情報 (広報など) 4.0%	地域社会 3.0%	学校教育 6.1%
8	友人・知人 3.0%	家族・親戚 1.7%	友人・知人 0.7%	地域社会 2.1%	家族・親戚 1.8%	学校教育 3.6%	家族・親戚 2.5%	行政の情報 (広報など) 3.4%

(2) 人権侵害等についての現状認識（考え方）

①ハンセン病回復者への人権侵害

「ハンセン病回復者とは、一緒に食事や入浴はしない」

肯定的認識 12.0%＜否定的認識 47.1%＞どちらともいえない 35.6%

➡肯定的認識を年齢層でみると、50 歳代（10.9%）、60 歳代（15.1%）、70 歳代（16.5%）と年齢層が高いほど忌避意識は強くなっている。強制的な隔離政策で偏見や差別に苦しむハンセン病回復者やその家族の人権についての「知識」が求められる。

②刑を終えて出所した人への人権侵害

「刑を終えて出所した人に対して、雇用や関わりを避ける」

肯定的認識 26.1%＜否定的認識 28.3%＜どちらともいえない 40.2%

➡刑余者の再犯防止及び社会復帰支援についての「知識」が求められる。「どちらともいえない」を年齢層でみると、40 歳代（50.0%）が最も高いものの、年齢層の高低による意識の変化が余りみられず、刑余者の社会復帰に対する認識そのものが薄いと考えられる。

③犯罪被害者等への人権侵害

「犯罪被害者やその家族が、捜査や刑事裁判で精神的負担を受けないように保護すべきだ」

肯定的認識 80.7%＞否定的認識 5.1%＜どちらともいえない 10.5%

➡犯罪被害者や家族の権利利益の保護や支援など被害者の権利についての「理解」の広がり求められる

④インターネット上の人権侵害

「子どもたちの間で、インターネットやSNSを利用したいじめが発生している」

肯定的認識 78.3%＞否定的認識 4.9%＜どちらともいえない 9.5%

➡手軽に情報入手、誰でも容易に情報を発信できるメディアとしての普及とその弊害の「知識」が求められる。

「インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、他人の誹謗中傷を書き込んでも問題はない」

肯定的認識 1.7%＜否定的認識 90.7%＞どちらともいえない 3.7%

➡誰もが自由に書き込めることから不特定多数の人等が誹謗中傷、差別の助長などの有害な情報を掲載・投稿される人権侵害が発生するというメディアの弊害への「理解」の広がり求められる。インターネット上の人権侵害を知ったきっかけがインターネットであることを年齢層で見ると、20歳代、30歳代とも4割以上を占め、他の年齢層より圧倒的に割合が高くなっている。

⑤性的マイノリティへの人権侵害

「結婚は、男性と男性、女性と女性などでも認められるべきだ」

肯定的認識 36.8%＞否定的認識 26.1%＜どちらともいえない 33.9%

➡否定的認識を性別で見ると、男性（31.2%）、女性（22.4%）と男性が女性よりも同性婚における否定的認識が強い、年齢層では20歳代（13.3%）、30歳代（9.1%）とも割合が低く、50歳代（25.0%）から年齢層が高くなるほど否定的認識の割合が高くなっている。性的指向による偏見や差別についての「理解」「知識」「価値観」が求められる

「家族から、LGBTQなどの性的マイノリティであることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられる」

肯定的認識 42.2%＞否定的認識 14.1%＜どちらともいえない 37.3%

➡性的マイノリティの人権問題に対する社会の理解が十分進んで、当事者が生きづらさを感じないため、「理解」「知識」「価値観」が求められる。否定的認識を性別で見ると、男性（20.4%）が女性（9.5%）よりも忌避意識が高くなっている半面、「どちらともいえない」では男性（39.5%）と女性（36.1%）はほぼ同率となっている。

⑥自殺や自死遺族に対する偏見や差別

「自殺の多くは、社会的に追い込まれた末の死である」

肯定的認識 45.9%＞否定的認識 15.4%＜どちらともいえない 34.6%

➡自殺は社会的な取組及び個人への社会的な支援の働きかけで解決できる場合があることの「価値観」の共有が求められる。肯定的認識を人権意識で見ると、「非常に大切であると認識」（60.1%）、「大切なことだと思うが、普段はあまり意識していない」（38.1%）となっており、また「どちらともいえない」では前者が25.0%、後者が42.7%と、人権意識の違いが自殺の見方に大きく影響している

⑦パワーハラスメントについて

「人前で部下を長時間にわたり大声で叱るのはハラスメントだ」

肯定的認識 87.8%＞否定的認識 1.7%＜どちらともいえない 6.8%

➡労働者の尊厳や人格を傷つける行為だけでなく、職場環境を悪化させるものであるハラスメントへの「理解」の共有が求められる

⑧引きこもりに対する偏見や差別

「引きこもりの状態になるのは、本人や家族の責任だ」

肯定的認識 18.5%＜否定的認識 35.9%＜どちらともいえない 41.7%

➡引きこもりは心の病で、誰でもかかりうる病気であり、先入観や偏見に捉われないという「理解」「知識」が求められる。肯定的認識を年齢層で見ると、80歳以上（26.0%）が最も高く、次いで20歳代（23.4%）、70歳代（19.8%）、60歳代（19.2%）と高齢者ほど他の年齢層に比べ割合が高くなっている。

5. 住民の現代社会の認識と太子町の「人権が尊重されるまち」の評価

(1) 現代社会の認識

①「努力をしない人を社会が面倒を見るのはおかしい」

肯定的認識 53.4%＞否定的認識 15.4%＜どちらともいえない 27.8%

➡自らの努力で成果を出すという自負の意識から、結果の不平等は自己責任であるという傾向がある。肯定的認識を年齢層で見ると、30歳代（63.7%）が最も高く、70歳代（48.4%）が最も低くなっているものの、総じて半数が努力の結果は自己責任によるものであると認識している。

②「貧困はその人の責任だから、救う必要はない」

肯定的認識 8.3%＜否定的認識 55.1%＞どちらともいえない 33.7%

➡貧困は単なる金銭的・物質的な欠乏にとどまらず、社会とのつながりを失い（社会的排除）かけることが問題を深刻化させており、社会的排除のない全ての人が包摂される社会、共生社会の構築を半数の住民が求めている。

③「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」

肯定的認識 70.7%＜否定的認識 3.7%＞どちらともいえない 22.0%

➡人権はすべての人に認められるべき基本的な権利であり、基本的であるがゆえに奪ってはならないものである。同時に、他の人の人権を奪ってはならないという制約があり、決してひとりよがりなわがまま（他者への迷惑）を認めるものではない。そうした権利よりもわがままが先行した社会であると多くが認識している。

(2) 太子町が「人権が尊重されるまち」であるかの住民の評価

人権が尊重されるまちの評価は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」が最も評価が高く、次いで「高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまち」、「子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまち」「男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまち」の順に高くなっている。

①女性の人権

「男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」

肯定的認識 33.1%＞否定的認識 14.6%＜どちらともいえない 42.2%

➡誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会に3人に1人が肯定的であるものの、4割が「どちらともいえない」と肯定、否定の認識を表していない。性別では男性（44.3%）と女性（41.1%）の割合はほぼ同じ、年齢層では40歳代、50歳代とも半数を占めている。「男女雇用機会均等」の「理解」「認識」が進んでいないことを踏まえた評価を行っている。

「配偶者・パートナーなどからの暴力（DV）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」

肯定的評価が 26.8%＞否定的評価は 8.0%＜どちらともいえない 51.5%

➡DV等家庭内暴力に関しては「許されない」という「理解」が共有されているものの、その相談に対しては十分に対応できていないと評価している。

②子どもの人権

「子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」

肯定的評価 41.4%＞否定的評価 13.0%＜どちらともいえない 35.1%

➡子どもは守られるべき存在、権利の主体であるという理解、いじめによる人権侵害への認識を踏まえ、肯定的評価が高いものの、否定的評価よりも「どちらともいえない」が高い評価を行っている。

「子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである」

肯定的評価 58.6%＞否定的評価 9.8%＜どちらともいえない 23.2%

➡肯定的評価は男性 53.9%、女性 61.9%と女性が男性より高い評価をしている。年齢層で見ると、30歳代、50歳代及び高齢者では全体平均（58.6%）よりも若干低い評価をしている。

③高齢者の人権 「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」 肯定的評価 60.2%＞否定的評価 10.7%＜どちらともいえない 22.4% ➡肯定的評価を年齢層でみると、高齢当事者は60歳代（56.2%）、70歳代（52.7%）、80歳以上（56.0%）は全体平均（60.2%）よりも低く、高齢当事者の評価が低くなっている。 「高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」 肯定的評価 45.6%＞否定的評価 11.2%＜どちらともいえない 34.6% ➡肯定的評価を年齢層でみると、20歳未満（63.2%）が最も評価が高く、80歳以上（36.0%）が最も評価が低い。総じて40歳代、50歳代が全体平均（45.6%）より高い評価をしている。 ④障がいのある人の人権 「障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」 肯定的評価 21.9%＞否定的評価 19.3%＜どちらともいえない 45.6% ➡「どちらともいえない」を年齢層でみると、20歳未満から60歳代の各年齢層とも全体平均（45.6%）を上回っており、障がい者が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、自立した生活が営めるということが十分伝わっていないと評価している 「障がいのある人がさまざまな相談ができ、安心して生活を営めるまちである」 肯定的評価 23.7%＞否定的評価 14.1%＜どちらともいえない 49.0% ➡「どちらともいえない」を年齢層でみると30歳代から60歳代とも全体平均（49.0%）を上回っており、障がいのある人が安心して生活を営めることが十分伝わっていないと評価している ⑤外国人の人権 「外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」 肯定的評価 17.1%＞否定的評価 16.8%＜どちらともいえない 52.2% ➡肯定的評価が否定的評価を若干上回っているものの、半数は外国人が充実した生活が営めるまちに「どちらともいえない」と評価している。「どちらともいえない」を年齢層でみると40歳代から60歳代とも全体平均（52.2%）を上回っており、なかでも50歳代は68.8%と最も高くなっている。前項外国人の人権課題では「地域社会への受け入れが十分でない」と半数が肯定的認識であったことを踏まえ、肯定的評価が他のまちづくりよりも低くなっている。 ⑥犯罪被害者等の人権 「犯罪被害者やその家族が再び平穏に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである」 肯定的評価 13.2%＜否定的評価 17.6%＜どちらともいえない 55.1% ➡肯定的評価が否定的評価を若干下回り、犯罪被害者やその家族に対する地域の人々の理解や協力が得られるまちに、半数が「どちらともいえない」と評価している ⑦性的マイノリティの人権 「LGBTQなどの性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」 肯定的評価 13.6%＜否定的評価 17.3%＜どちらともいえない 53.9% ➡肯定的評価が否定的評価を若干下回り、性的マイノリティの人が自分らしく生きることができるまちに、半数が「どちらともいえない」と評価している	6. 人権の啓発 (1) 人権に関する法律や条例の認知状況 - 人権に関する法律や条例の認知度の上位5位は、①世界人権宣言（65.1%） ②部落差別解消推進法（46.6%） ③障害者差別解消法（35.9%） ④ヘイトスピーチ解消法（34.6%） ⑤大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例（21.0%） - 世界人権宣言の認知度が顕著に高く、大阪府性の多様性理解推進条例は最も低くなっている。全体を通じて法律の認知度が条例よりも高くなっている。 (2) 太子町や太子町人権協会が行う人権に関する事業の認知状況等 - 人権に関する事業の上位5位は、①広報太子 人権コーナー「気づく」（37.1%）②太子町人権協会子どもの人権を守る部会 夏の親子映画会（32.7%）③太子町人権尊重のまちづくり条例（27.6%）④人権相談（25.6%）⑤太子町人権啓発推進大会、太子町人権協会子どもの人権を守る部会コンサートなど（いずれも22.4%）と、総じて条例や計画以上に映画会、後援会などイベントの認知度が高いことが表れており、住民参加型の啓発活動への取り組みが求められる。 7. 人権問題などの現状と行動(態度) (1) 人権を尊重する立場から問題.と思われる言動の現状 最近5年間で見聞きした経験が「ある」は32.4%、「ない」は63.2%とほぼ3人に1人は人権を尊重する立場からみて問題と思われる言動を見聞きしている。人権問題の上位5位は、①「パワーハラスメント」（14.3%）、②子ども（13.5%）、③女性（11.3%）、④インターネット（9.0%）、⑤障がいのある人（7.5%）となっている。内容の上位5位は、①あらぬ噂、悪口、かげ口（18.0%）、②名誉棄損、侮辱、暴言（13.5%）、③不平等、不利益な扱い（12.8%）、④いじめ（8.3%）、⑤嫌がらせ（5.3%）となっている。 (2) 人権問題に対する行動(態度) ①回答者自身の対応行動 見聞いた人権問題事案のうち、回答者自身に対する人権問題は、見聞いた人権問題の12.0%を占め、年齢、性別からみると40歳代の女性に多い。人権問題に対する自身の対応行動は「我慢」（43.8%）、次いで「相談」（37.5%）、「抗議・反論」（25.0%）、「訴えた」（12.5%）となっている。ただ、男性は抗議や反論などの直接行動、女性は相談あるいは我慢と性別によって対応行動形態が異なっている。また、対応行動を人権学習経験の有無でみると、人権学習経験者は「我慢」が12.5%（人権学習経験無：40.0%）、「抗議・反論」は37.5%（同：6.7%）と、人権学習の経験有無により我慢から行動へと対応行動の違いが明らかに表れている。ただ、その人権問題は解決しなかった。 ②回答者以外の対応行動 人権問題事象への対応行動は「何もしなかった」（41.6%）があるものの、「いけないことと指摘」（15.9%）、「いけないことと分かってもらおうとした」（15.0%）、「相談した」（8.8%）、「同調した」（6.2%）、「話をそらした」（5.3%）となっている。対応行動を人権意識に対し「非常に大切と認識」と「大切だが、普段認識せず」で比べてみると、前者は「何もしない」が26.5%（後者51.9%）、「いけないことと分かってもらおうとした」は24.5%（同7.4%）、「いけないことと指摘した」は18.4%（14.8%）、「相談した」は12.2%（同5.6%）と人権意識は「非常に大切と認識」した人は何らかの対応行動をとっている。 問題事案への対応策は「相談窓口の拡充」（26.5%）が最も多く、次いで「学校教育・社会教育の充実する」（25.7%）、「行政の啓発」（16.8%）、「当事者自らが解決策を講じる」（12.4%）となっている。人権意識に対し「非常に大切と認識」と「大切だが、普段認識せず」で比べてみると、双方とも「学校教育・社会教育の充実」、「相談窓口の充実」、「行政の啓発」が上位を占めている。ただ、後者では「当事者自ら解決策を講じる」が14.4%を占めている。人権を「ほとんど意識していない」人でも「当事者自ら解決策を講じる」は28.6%を占めており、人権学習及び啓発を積極的に行うことが表れている
--	---

第2章 太子町の人権状況と課題 (1) 現状②

住民意識調査に共通してみられる課題

1. 人権学習の充実

人権について、3人に1人が「非常に大切なことだと認識している」が、半数は大切だが「普段あまり意識していない」さらに無関心を含めると6割の人は、人権意識が高くはない状況にある。人権意識と学習の関係からは、人権学習経験者ほど人権意識が高く、また人権問題事象についても対応行動が行動的・積極的である傾向がみられる。そのため、義務教育段階からライフステージや人権課題に対応したきめ細かな人権学習の充実が求められる。知識を得るだけでなく、解決を進める制度やスキルを身につけることが必要である。

2. 人権の啓発活動の充実

社会の急激な環境変化や時代の流れとともに、人権問題も複雑化、複合化している。人権に関する法律や条例の認知状況は決して高くはない状況である。意識調査においても国の法律に関しては認知度が高いものの、大阪府や太子町の条例などは余り高くない状況である。さらに、インターネットなどによる誹謗・中傷、差別を助長したりする有害な情報など人権に係る問題が多数発生している。意識調査でも子どもたちの間でインターネットやSNSを利用したいじめが発生していると8割が思っている。人権啓発は学校や行政のみならず企業、NPOなど様々な主体が対象者のニーズに応じて実施することが求められる。情報の一方的な提供だけでなく、住民参加型イベントなど、きめ細かな対応を通じて啓発活動の効果を高める工夫が必要である。

3. 相談機能の充実

人権問題事案の対応策として、「相談窓口の充実」が26.5%と最も多く、また太子町が人権の尊重されるまちとなるためには、例えば、「外国人が充実した生活を営むため、様々な相談や情報提供を受けることができる」あるいは、「障がい者が安心して生活を営めるため様々な相談ができる」ということが、あらゆる相談を受けることができる機能の充実や体制整備は必要不可欠となっている。

(2) 地域の人権状況

① 地域団体のヒアリング

- 太子町で活動する9団体にヒアリングを実施。太子町における人権状況の聞き取りを行った。

② 太子町人権協会会員の人権意識

- 太子町が会員を対象にした「人権意識調査」を実施(平成29年)
- 人権啓発発動を担う会員の人権意識に様々な課題が存在していることが明らかになった。人権意識向上の取組が求められる。

《「差別」についての認識》

- 「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」「あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある」「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」については肯定的な意見が87.8～97.8%と多数を占めるが、「差別は法律で禁止する必要がある」になると肯定的な意見は68.9%にとどまっている。
- 「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」を否定する会員は60.8%だが、肯定する会員は一定数存在する。
- 「差別の完全解消」に消極的な会員は41.9%、肯定的な会員33.8%を上回っている。

《個別課題についての人権意識》

- 障がい者の人権に一定の理解をする会員は58.1～66.2%存在するが、「どちらともいえない」や否定的な会員が30～40%を占めている。
- 同和地区を忌避する意識は14.9～29.7%だが、逆差別的認識は39.2%を占めている。差別解消の取組や同和問題を忌避する行為について「どちらともいえない」とする会員が17.6～36.5%もいることから、同和問題の理解が進んでいるとは言い難い。
- 男女共同参画については「男は仕事、女は家庭」という意識は減ってきているが、「男は男らしく、女は女らしく」という意識は根強い傾向が見られた。
- 「しつけのためを理由にした親の子どもへの暴力」を許されないこととする会員は78.4%。「どちらともいえない」は12.2%、容認する会員は8.1%。
- 外国人に対する入居差別は16.2%の会員が容認し、16.2%が「どちらともいえない」としている。

③ 課題

- 地域に埋もれている人権課題を発見できる仕組みの構築
- 地域で孤立している人々のつながりの再構築
- 障がい者福祉施設などの設置に関する地域住民の理解促進
- 困った時にヘルプが言える地域づくり
- 一人も見逃さない相談体制づくり
- 「恥の思想」の克服
- 被差別住民のエンパワメント
- 地域で活動する人権リーダーの養成
- 官民協働のまちづくり

(3) 町行政の取り組み

① 施策の実施

- 個別課題ごとに担当課が人権研修や啓発などの事業に取り組んできた。
- しかし、人権行政基本方針や推進プランに目標が設定されていなかったため、効果的な事業実施について検証されることなく実施されてきた。
- そのため、漫然とした事業実施にとどまり、庁内の横断的な連携も不十分だった。

② 町職員の人権意識

- 太子町が職員を対象にした「人権意識調査」を実施(平成29年)
- 人権行政を担う職員の人権意識に様々な課題が存在していることが明らかになった。人権意識向上の取組が求められる。

《「差別」についての認識》

- 「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」「あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある」「差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」については肯定的な意見が88～91.7%と多数を占めるが、「差別は法律で禁止する必要がある」になると肯定的な意見は55.6%に減っている。
- 「差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い」を否定する職員は61.1%だが、肯定する職員が一定数存在する。
- 「差別の完全解消」に消極的な職員は39.8%。肯定的な職員30.6%を上回っている。

《個別課題についての人権意識》

- 障がい者の人権に一定の理解をする職員は70～80%存在するが、「どちらともいえない」や否定的な職員が20～30%を占めている。
- 同和地区を忌避する意識は5.6～9.3%だが、逆差別的認識は18.5%を占めている。差別解消の取組や同和問題を忌避する行為について「どちらともいえない」とする職員が32.4～35.2%もいることから、同和問題の理解が進んでいるとは言い難い。
- 男女共同参画については「男は仕事、女は家庭」という意識は減ってきているが、「男は男らしく、女は女らしく」という意識は根強い傾向が見られた。
- 「しつけのためを理由にした親の子どもへの暴力」を否定する職員は71.3%だが、「どちらともいえない」は29.7%、容認する職員は9.3%。
- 外国人に対する入居差別は13.9%の職員が容認し、24.1%が「どちらともいえない」としている。

③ 課題

- 目標を明確にした人権行政基本方針・推進プランの策定
- PDCAサイクルによる進行管理(行政評価システムの構築)
- 総合調整機能をはじめとした全庁的な推進体制の整備

第2章 太子町の人権状況と課題 (2) 課題

① 共通課題

《住民の人権意識からみえる課題》

1. 人権教育・啓発の取り組みの強化

- 住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他の人の人権を十分に尊重した行動がとれるように家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して人権教育、人権啓発を推進することが求められる。人権啓発はマスメディアの活用をはじめ、インターネットなどの活用さらに住民参加型のイベントやワークショップなど、より効果的な啓発方法の検討が求められる。

2. 情報の収集・提供機能の充実

- 人権問題は多様化・複雑化しており、またインターネットに関する人権問題など新たな人権問題も生じていることから、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持つためには、常に新しく、正しい情報を得ることが不可欠である。そのため、幅広い情報収集・提供を推進していくことが必要である。
- 子ども、高齢者、障がい者など分野ごとにそれぞれ所管する課において情報収集・提供を行っているが、人権という視点から情報・収集を行い広く住民に提供することが求められている。そのため、庁内の関係課との連携はもちろんのこと、国、大阪府や企業、NPO法人などとの情報交換を密にし、関係機関との連携を深めていくことが求められる。

3. 相談機能の充実

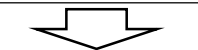
- 人権意識の高まりに加え、新たな人権問題も生じ、さらにその内容も多様化・複雑化しており、相談支援体制の充実や相談窓口に関する情報の提供が求められている。人権意識調査では、人権問題事案の対応策として、「相談窓口の充実」が26.5%と、対応策の中で最も高くなっており、相談機能と支援体制の充実が求められている。本町では子ども、高齢者、障がい者等分野ごとに相談業務を行っているが、人権という視点から住民の相談を受け止め、必要な機関への紹介、取次が円滑にできる仕組みが求められて

《地域の人権状況からみえる課題》

- 地域に埋もれている人権課題を発見できる仕組みの構築
- 地域で孤立している人々のつながりの再構築
- 障がい者福祉施設などの設置に関する地域住民の理解促進
- 困った時にヘルプが言える地域づくり
- 一人も見逃さない相談体制づくり
- 「恥の思想」の克服
- 被差別住民のエンパワメント
- 地域で活動する人権リーダーの養成
- 官民協働のまちづくり

《町行政の取り組みからみえる課題》

- 人権施策推進本部の機能強化による全庁的な推進体制の整備
- 人権行政を担う職員の人権意識の向上
- 人権行政を推進する人権リーダーの配置
- PDCAサイクルによる進行管理(行政評価システムの構築)



《共通課題》

- ① 人権学習・啓発の推進
- ② 人権相談体制の充実
- ③ 情報の収集・提供機能の充実
- ④ 関係部局、機関との連携

② 個別課題

《太子町の人権状況から見える個別人権課題》

① 子どもの人権

- 子どもは守られるべき存在、権利の主体である理解が十分でない

② 女性の人権

- 家庭内暴力、男女役割分担以上に「男女雇用均等」に対する理解が進んでいない
- 同性婚など性的指向による偏見や差別についての知識や理解が十分でなく、当事者が生きづらさを感じている

③ 障がいのある人の人権

- 障がい者を本人の障がいのみで捉えるのではなく社会的障壁という社会との関係性で捉える知識、また障がい者が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会確保の理解が求められる

④ 高齢者の人権

- 高齢者は社会を構成する重要な一員として尊重され、充実した生活を営む権利、また就労をはじめとする様々な社会活動に参加する機会の確保への理解が求められる

⑤ 同和問題(部落差別)

- 歴史的過程で形づくられた日本固有の人権問題である同和問題(部落差別)の知識や理解が求められる

⑥ 外国人の人権

- 外国人への文化、習慣、価値観等と地域や住民との相互の違いを認め、お互いが共生する地域共生社会への理解が求められる
- ヘイトスピーチによる人権侵害

⑦ 職場におけるパワーハラスメント

- 労働者の尊厳や人格を傷つける行為だけでなく、職場環境を悪化させるハラスメントへの「理解」とともに、パワーハラスメントをはじめとする職場でのセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなどへの理解が求められる

⑧ インターネット上の人権侵害

- 誰もが自由に書き込めることから不特定多数の人などを誹謗・中傷、差別の助長などの有害な情報を掲載・投稿される人権侵害が発生するというインターネットの普及とその弊害への理解が求められる

⑨ 性的マイノリティへの人権侵害

- 性的マイノリティに対する理解は十分に進んでおらず、差別や偏見、嫌がらせなどにより苦しんでおり、性的マイノリティのための正確な知識や啓発が求められる

⑩ 感染症に起因する人権侵害

- ハンセン病回復者への人権
ハンセン病回復者への忌避意識はいまだ根強く、地域で孤立することなく安心して生活を営むことができるようハンセン病回復者への理解が求められる
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う偏見や差別、排除等の人権侵害

⑪ 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

- 自殺は様々な社会的要因が背景にある追い込まれた末の死であることから、自殺リスクを低下させ、全ての人が尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができる取り組みが求められている

⑫ その他の様々な人権課題

- 引きこもりに対する偏見や差別
引きこもりは心の病で、誰でもがかかりうる病気であり、先入観や偏見に捉われない理解が求められる
- 犯罪被害者等の人権
誰もが犯罪被害者になる可能性があり、犯罪被害者や家族が安心して暮らせるよう地域社会で支える取組が求められる
- 刑を終えて出所した人への人権
刑余者やその家族に対する偏見や差別、定職に就くことなどが困難な状況にあり、再犯防止や社会復帰に対する知識を共有することが求められる

また、人権に関する住民意識調査には含まれていないが、次の人権課題もある

- アイヌの人々の人権
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者などへの人権侵害
- ホームレスの人権
- 人身取引（トラフフィッキング）
- 東日本大震災に起因する人権問題
- 職業に対する偏見や差別

第3章 基本理念と基本方針

(1) 太子町の人権行政の考え方

自治体行政は、近代社会の原理である住民の権利と住民の自由を確立・保障することを目的として成り立っています。つまり、「医療・福祉・健康」「安心・安全・都市基盤・環境」「産業・雇用・観光」「人権・教育・文化」「協働・行政経営・情報化」など住民生活の様々な分野で、住民の幸福追求に関わっていることから、自治体行政は人権行政であると言えます。

また、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」において具体的な国民の権利と国民の自由を保障しているように、憲法の理念である国民主権、平和主義、基本的人権の確立・保障を地域社会で実現していくことが自治体行政の目標であります。それらは、様々な人権課題に対応していく行政の総合的な取り組みによって実現していきます。

本町では、憲法の基本的人権を確立・保障し、住民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことが行政の大きな目的の一つとして捉えます。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取り組みや対応などを町全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していきます。

このことから、人権行政を推進するにあたっては、すべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体行政のあり方を理解し、自治体行政は人権行政であるという認識に基づき施策に取り組みます。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、行政からの一方的なものや押し付けにならないように、住民からの自主性を尊重した取組を行うことが大切です。また、人権教育・啓発は、問題・課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すだけでなく、住民一人ひとりが人権の主体として自覚し、住民の行動力につながることをめざします。

(2) 基本理念

人権とは・・・

人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには・・・

すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本町では・・・

あらゆる行政分野に人権尊重の文化を根付かせ、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会「和のまち“たいし”」をめざします。

《基本理念》

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、
多様な人々が共生する和のまち“たいし”

※ 本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

(3) 基本方針

人権尊重のまち“たいし”

すべての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されているまちをめざします

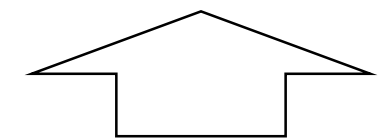
住民一人ひとりの個性が

発揮できるまち“たいし”

自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちをめざします

多様な人々が共生するまち“たいし”

複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします



住民・事業者・行政が協働した実施体制づくり

人権行政推進プラン（検討中）

（１） 推進プラン策定の３つの視点

①住民との協働によるプラン策定

●広く住民の意見を集約する住民の視点に立ったプランづくり

●人権尊重のまちづくり審議会への住民参加など様々な形で住民が参画できる機会を設け、住民と行政が一体となったプランづくり

②実効性の高いプラン策定

●人権に関する住民意識調査などを実施し、人権問題の実態を把握した上でのプランづくり

●真に有効性の高い施策を見極めたプランづくり

③住民に伝わりやすいプラン策定

●明確な目標の元に、教育や啓発の視点を重視した計画体系の構築を行うとともに、進行管理の仕組みを整えたプランづくり

●簡素で要点を押さえた表現や見やすいレイアウトを採用した分かりやすいプランづくり

（２） 施策の基本方向

１．人権教育・啓発の推進

２．相談体制の充実

３．情報の収集・提供機能の充実

４．人権リーダーの養成

５．住民などの主体的活動の支援

６．協働の取組とネットワークの推進

（３） 施策体系

１．子どもの人権

現状と課題

施策の方向

２．女性の人権

現状と課題

施策の方向

３．障がいのある人の人権

現状と課題

施策の方向

４．高齢者の人権

現状と課題

施策の方向

５．同和問題（部落差別）

現状と課題

施策の方向

６．外国人の人権

現状と課題

施策の方向

７．職場などにおけるパワーハラスメント

現状と課題

施策の方向

８．インターネット上の人権侵害

現状と課題

施策の方向

９．性的マイノリティへの人権侵害

現状と課題

施策の方向

10. 感染症に起因する人権侵害

現状と課題

施策の方向

11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

現状と課題

施策の方向

12. その他の様々な人権課題

現状と課題

施策の方向

（４） 推進プランの体制と進行管理

１．推進プランの体制

（１）庁内の推進体制

①総合調整機能の拡充

人権施策推進本部・人権施策推進本部幹事会・人権尊重のまちづくり審議会（毎年、実施状況の報告を受け、推進方策を提言する）の有機的な連携

②職員の人権研修の推進

（２）国、大阪府、関係機関・団体などとの連携

（３）住民などとの連携

２．進行管理

P D C Aサイクルによる進行管理

モニタリングの実施